

富田林市教育委員会規則第 号

富田林市きらめき創造館条例の施行期日を定める規則

富田林市きらめき創造館条例（平成29年富田林市条例第12号）の施行期日は、平成29年9月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。